

# 第5章 成年後見制度利用促進基本計画

## 1 基本計画策定の趣旨

成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がい等により、日常生活に必要な判断能力が不十分となった人を社会全体で支えるための制度ですが、これまで十分に活用されている状況とは言えませんでした。しかし、高齢化の進行等により、成年後見制度の重要性は今後一層高まることが見込まれ、成年後見制度の利用促進を図るため、平成28（2016）年5月に成年後見制度利用促進法が施行されました。

本市においても認知症高齢者や精神障がい者等の増加、家族のあり方の変化等を背景として、今後、成年後見制度の利用が増加すると見込まれることから、成年後見制度利用促進法の趣旨及び第14条の規定を踏まえ、本計画に包含して成年後見制度利用促進基本計画を策定することとします。

成年後見制度利用促進基本計画は、本市に住む高齢者や障がいのある人が、住み慣れた地域で、地域の人々と支え合いながら、尊厳を持ってその人らしい生活を継続することができるよう、成年後見制度に対する取組を継続的・体系的に実施していくため策定するものです。

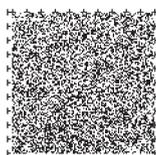
## 2 現状と課題

本市では、65歳以上の人口は増加傾向となっており、平成23（2011）年の24,734人から令和2（2020）年は27,826人と3,092人増加し、構成比も27.3%から33.8%に上昇しています。要介護認定者数は、平成23（2011）年度から令和2（2020）年度にかけて753人増加しており、知的障がい者、精神障がい者の数はともに増加傾向にあります。全国的にも、65歳以上の認知症高齢者数は今後も増加が見込まれています。また、新潟県社会福祉協議会が毎年実施している成年後見制度に関する実態把握調査では、成年後見制度の利用者は年々増加し、中でも、親族以外の者が成年後見人等に選任される「第三者後見人」は、平成22（2010）年から令和元（2019）年までの10年間で4倍以上に増えており、第三者後見人の確保が困難になることが懸念されています。

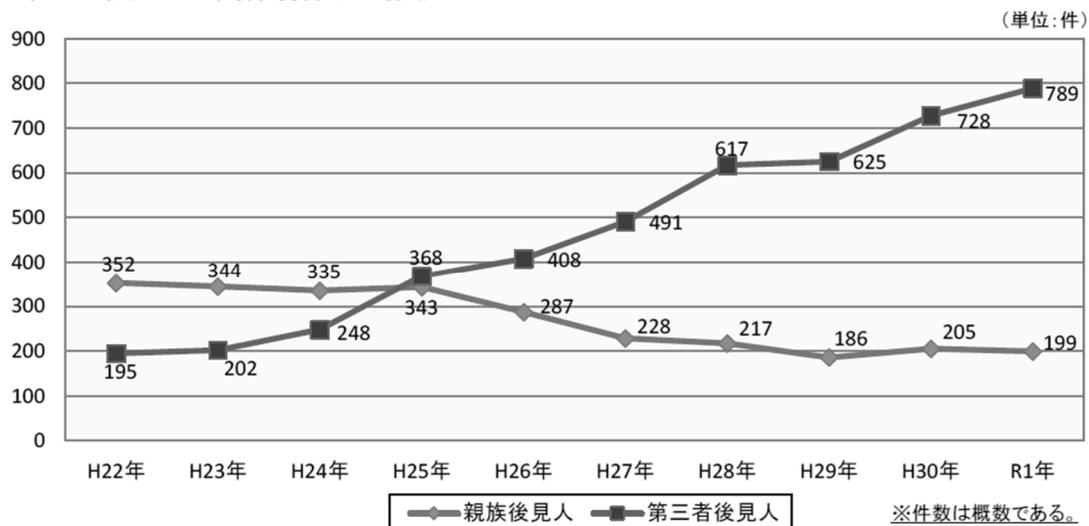
こうした状況を背景に成年後見制度の利用の必要性が高まっていくと考えられ、成年後見制度利用促進に向けた基盤づくりは課題の一つとなっています。

しかし、社会生活上の大きな支障が生じない限り、成年後見制度があまり利用されていない現状があります。また、後見等の開始後に、本人やその親族、さらには後見人を支援する体制が十分に整備されていないため、これらの人からの相談については、後見人を監督する家庭裁判所が事実上対応していますが、家庭裁判所では、福祉的な観点から本人の最善の利益を図るために必要な助言を行うことは困難です。

このようなことから、成年後見制度の利用者が利用のメリットを実感できていないケースも多いとの指摘がなされています。



## ■本人と後見人の関係別件数の推移



資料：令和2年度 成年後見制度に関する実態把握調査結果（新潟県社会福祉協議会）

## ■市長申立による法定後見制度\*の利用件数

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
高齢者(件)	4	0	8	2	0
障がい者(件)	0	3	1	3	1
計	4	3	9	5	1

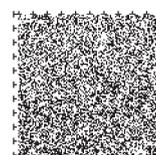
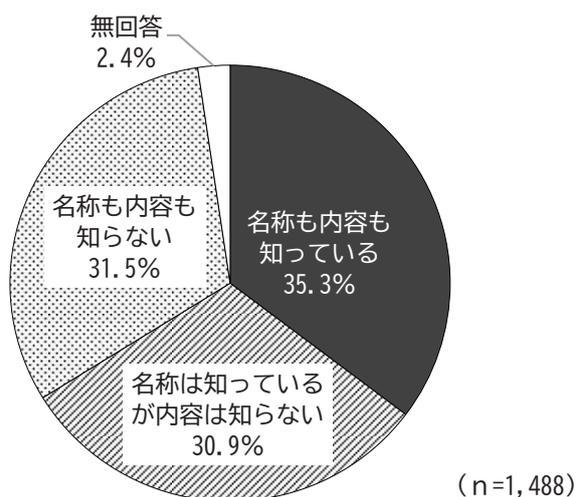
資料：福祉課・介護高齢課資料（各年度3月末日現在）

他方で、平成28（2016）年度以降は、市長申立による制度利用者数が10件以下で推移しており、アンケート調査の結果からは、成年後見制度の内容まで知っているのは3割台であるように、成年後見制度の周知が進んでいないと考えられます。

さらに、これまでの成年後見制度が、財産の保全\*の観点のみが重視され、本人の利益や生活の質の向上のために財産を積極的に利用するという視点に欠けるなどの硬直性が指摘されています。

今後は、成年後見制度を利用することによる利点を利用者が実感できる制度・運用へ改善を進めるとともに、成年後見制度に対する啓発や情報提供等により、制度についての正しい知識の普及を図るほか、地域連携ネットワークを通じて、できる限り利用者本人の意思を尊重した信頼度の高い制度の構築と運営ができるよう仕組みづくりを進めていくことが課題となります。

## ■成年後見制度の認知度【単数回答】



### 【成年後見制度とは】

認知症や知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が不十分な人の権利や財産等を守る人を選び、法律的に支援する制度です。成年後見制度には、大きく分けると、法定後見制度と任意後見制度の2つの制度があります。

#### <法定後見制度>

本人の判断能力が不十分になった場合、家庭裁判所によって、成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）が選ばれる制度です。本人の判断能力に応じて「後見」「保佐」「補助」の3つの制度が用意されています。

成年後見人等が、本人の利益を考えながら、本人を代理して契約などの法律行為をしたり、本人が同意を得ないでした不利益な法律行為を後から取り消したりすることによって、本人を保護・支援します。

#### ■法定後見制度の種類と内容

	後見	保佐	補助
対象となる人	判断能力が常に欠けている人	判断能力が著しく不十分な人	判断能力が不十分な人
援助する人	成年後見人	保佐人	補助人
申立てをすることができる人	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市町村長など		
成年後見人等が同意又は取り消すことができる行為	日用品の購入など日常生活に関する行為を除く契約等に関する法律行為	日用品の購入など日常生活に関する行為を除き、借金、相続の承認など、民法で定められた行為	申立てにより裁判所が定める借金、相続の承認など、民法で定められた行為
成年後見人等が代理することができる行為	財産に関する全ての法律行為	申立ての範囲内で裁判所が審判で定める特定の法律行為	

#### ■成年後見人等を選ばれる人

本人のためにどのような保護・支援が必要かなどの事情に応じて、家庭裁判所が選任します。

本人の親族以外にも、法律・福祉の専門家その他の第三者や、福祉関係の公益法人その他の法人が選ばれる場合があります。

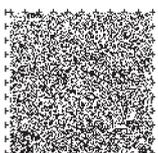
#### ■成年後見の申立てをする人がいない場合

身寄りがないなど、申立てをする人がいない認知症の高齢者、知的障がい者、精神障がい者の人の保護・支援のため、市町村長等に法定後見（後見・保佐・補助）の開始の審判の申立権が与えられています。

#### <任意後見制度>

本人に十分な判断能力があるうちに、判断能力が低下した場合に備えて、あらかじめ本人自らが選んだ人（任意後見人）に、代わりにしてもらいたいことを契約（任意後見契約）で決めておく制度です。

本人の判断能力が低下した場合に、家庭裁判所で任意後見監督人が選任されて初めて任意後見契約の効力が生じます。この手続を申し立てることができるのは、本人やその配偶者、四親等内の親族、任意後見受任者です。



### 3 計画の目指す方向性

---

#### (1) 基本的な考え方

---

認知症や知的障がい、精神障がい等のある人など、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、権利擁護に関する制度や事業を利用しやすい環境を整えます。

#### (2) 成年後見制度の利用者が利点を実感できるように運用を充実

---

制度開始時・開始後において利用者に寄り添った運用となるよう、以下の3点を重視し、身上保護\*の充実を図ります。

- ①高齢者と障がい者の特性に応じた意思決定支援のあり方
- ②後見人の選任における配慮
- ③利用開始後における柔軟な対応及び後見等開始後の継続的支援

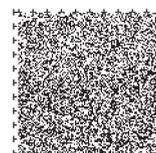
#### (3) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

---

必要な人が制度を利用できるよう、本人に身近な親族、福祉・医療・地域の関係者と後見人がチームとなって本人の意思の把握や必要な対応を行う体制を構築するとともに、福祉・法律の専門職が助言・相談対応等の支援に参画する地域連携ネットワークを整備します。

地域連携ネットワークの役割は、以下の3点です。

- ①権利擁護支援が必要な人の発見・支援
- ②早期の段階からの相談・対応体制の整備
- ③意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

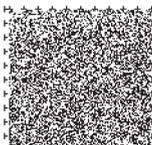
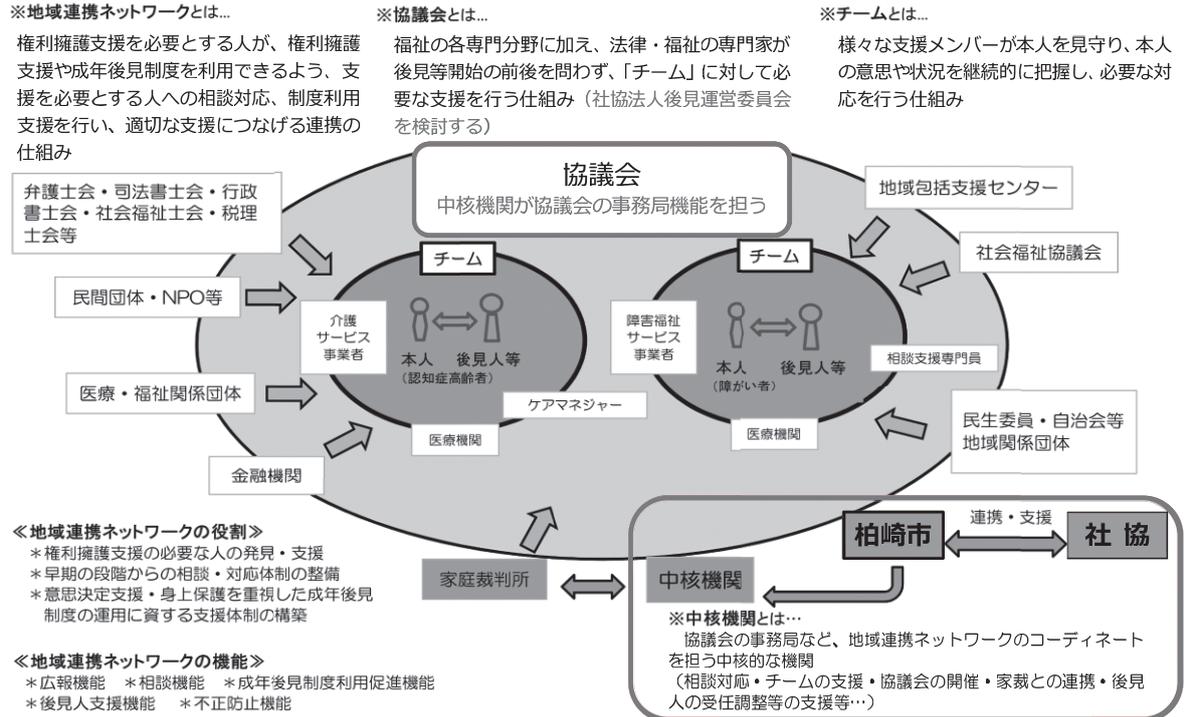


# 4 成年後見制度の利用の促進に向けた施策

## (1) 中核機関、チーム、協議会の体制整備と運営方針

柏崎市社会福祉協議会を中核機関とし、権利擁護支援の地域連携ネットワークの整備を進めます。

### 柏崎市の権利擁護の地域連携ネットワークのイメージと「中核機関の役割」



## (2) 権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関の4つの機能

国の基本計画では、地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能として、以下の4項目が示されています。本市においても成年後見制度の利用の促進に向けて、これらの機能の段階的・計画的な整備の方針を検討していくとともに、地域における取組状況の点検、評価等を継続的に行います。

また、①～④の4つの機能が充実していくことで、本人や親族後見人\*等を見守る体制が構築され、親族後見人等が、本人に対する経済的虐待や横領等の不正行為に及んだとしても、その兆候を早期に把握することが可能となり、5つ目の機能である不正防止効果が期待されます。

### ① 広報機能

地域連携ネットワークに参加する司法、行政、福祉・医療・地域などの関係者は、成年後見制度が本人の生活を守り、権利を擁護する重要な手段であることの認識を共有し、利用する本人への啓発活動とともに、そうした声を挙げるできない人を発見し支援につなげることの重要性や、制度の活用が有効なケースなどを具体的に周知啓発していくよう努めます。

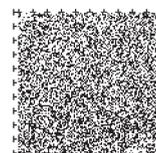
中核機関は、地域における効果的な広報活動推進のため、広報を行う各団体・機関（弁護士会・司法書士会・社会福祉士会、市役所、福祉事業者、医療機関、金融機関）と連携しながら、パンフレットの作成・配布、研修会・セミナーの企画等の広報活動が、地域において活発に行われるよう配慮します。その際には、任意後見、保佐・補助類型も含めた成年後見制度の早期利用も念頭に置いた活動となるよう留意します。

### ② 相談機能

中核機関は、成年後見制度の利用に関する相談に対応する体制を構築します。その際には、地域の専門職団体や法テラス\*等の協力を得ることも想定しています。

以下のような関係者からの相談対応、後見等ニーズの精査、見守り体制の調整を行います。

- ・市長申立を含め権利擁護に関する支援が必要なケースについて、後見等ニーズに気付いた人、地域包括支援センター、障害者相談支援事業者\*等の関係者からの相談に応じ、情報を集約するとともに、必要に応じて弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等の支援を得て、後見等ニーズの精査と、必要な見守り体制（必要な権利擁護に関する支援が図られる体制）に係る調整を行います。弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等との連携確保は、広域対応が必要となる場合もあるため、県と連携し支援します。
- ・その際、本人の生活を守り、権利を擁護する観点から、地域包括支援センターや障害者相談支援事業者等とも連携し、後見類型だけでなく、保佐・補助類型の利用の可能性も考慮します。



### ③成年後見制度利用促進機能

後見人選任のための支援として、専門職後見人候補者の推薦、市民後見人の受任調整（マッチング）\*、親族後見人が受任できるための支援を行い、家庭裁判所が適切な後見人を選任できるよう連携を行います。

担い手の育成・活動の促進として、市民後見人の研修・育成・活用、法人後見の担い手の育成・活動支援を行います。

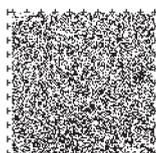
日常生活自立支援事業等の関連制度からのスムーズな移行を進めます。また、協議会において、権利擁護が必要な人への支援（日常生活自立支援事業の対象にならないものの判断能力に不安があり金銭管理が必要な人や身元保証人が存在していないために生活等に困難を抱えている人への支援等）について検討します。

### ④後見人支援機能

市民後見人や親族後見人からの相談に応じるとともに、専門的知見が必要なケースについて、専門職団体や関係機関を含めたケース会議の開催などを行います。

中核機関は、必要に応じて家庭裁判所と情報共有し、後見人による事務が本人の意思を尊重し、その身上に配慮して行われるよう、後見人を支援します。

地域連携ネットワークでのチームによる見守りにおいては、本人の権利擁護が適切に行われない状態が継続しているようなケースがないか留意し、そうしたケースを発見した場合には、速やかに本人の権利擁護につなげます。



# 第6章 計画の推進に向けて

## 1 計画の周知・啓発

住民一人一人が地域福祉の重要性や必要性を理解し、地域で支え合う「地域共生社会」の実現を目指すためには、お互いを思いやる気持ちを持てるように意識の醸成を図り、地域福祉活動への参加につなげていくことが必要です。

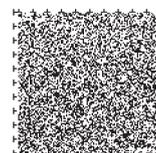
このため、本計画について、様々な場や機会、市の広報やホームページなどの媒体を活用しながら、積極的な周知に努めるとともに、行政内や社会福祉協議会内はもとより、住民やボランティア、NPO、地域コミュニティ、企業などの関係団体への啓発に努めます。

## 2 計画の推進体制

本計画は、市の「地域福祉計画」と社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」を一体的に定めた計画であり、市と社会福祉協議会が緊密に連携しながら、地域福祉の取組を推進していきます。

また、本計画は、福祉だけでなく、健康、教育、防災、防犯などの、地域福祉に関する様々な分野にわたって策定されているため、行政内や社会福祉協議会内の関係部署が連携を図りながら、効果的に進めていきます。

さらに、地域福祉の取組を効果的に推進していくためには、行政や社会福祉協議会による取組だけでは十分ではなく、住民やボランティア、NPO、地域コミュニティ、企業などの関係団体が連携、協力して、地域の課題に取り組んでいくことが大切です。このため、こうした多様な主体間の連携・協働による効果的な地域福祉の推進に努めていきます。



### 3 計画の進行管理・評価

本計画の着実な推進に向け、地域福祉の担い手である関係機関や組織の代表者などからなる「柏崎市地域福祉計画推進会議」（地域福祉計画）と「柏崎市地域福祉活動計画推進会議」（地域福祉活動計画）を設置し、計画・実行・点検（評価）・見直しのPDCAサイクル\*を活用しながら、本計画の進捗状況などの総合的な把握を行います。また、社会状況の変化や事業の進捗状況なども踏まえて、必要に応じて見直しを行うなど、計画の効果的な推進に努めます。

#### ■PDCAサイクルのイメージ

